

ハイライト:

- ・義援金等の税務処理について解説します。
- ・「ID・パスワード方式」で、パソコンやスマホで確定申告が可能となります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
義援金等に関する取扱いについて	1
e-Taxの利用手続きがより便利になります。	2

2018年も残すところ4ヶ月となりました。7月から記録的な猛暑や豪雨と「異常気象」の報道が続きました。9月中盤からは暑さも和らぎ過ぎやすくなりそうです。引き続き、体調管理には気をつけてお過ごしください。

第75号では、災害に対し義援金等を支払った場合の取扱いや、e-Taxの利用手続きについて取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

義援金等に関する取扱いについて

本年の台風による暴風・大雨災害により、西日本を中心に人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しました。被災地への一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

このような状況の中、被災地に対する義援金の呼びかけが各所で行われています。

個人の方が寄附をした場合の税務上の取扱いについて、国税庁から公表されている「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」をもとに解説致します。

支払先	取扱い	寄附金控除 (所得控除)	寄附金特別控 除(税額控除)	ふるさと 納税	備考
災害対策本部	特定 寄附金	○	×	○	ワンストップ特例制度 適用可
日本赤十字社、社会福祉法人中 央共同募金会(専用口座)		○	×	○	ワンストップ特例制度 適用不可
日本赤十字社、社会福祉法人中 央共同募金会(専用口座以外)		○	×	×	募金団体を通じた義援金 最終的に国又は地方 公共団体に拠出されるこ とが明らかなもの
認定NPO法人		いずれか選択適用		×	
公益社団法人 公益財団法人		いずれか選択適用		×	
NPO法人(認定NPO法人等でないもの)、職場の有志で組織した 団体など人格のない社団等	一般の 寄附金	×	×	×	

確定申告をする際には、証明書の添付または提示が必要です。(受領書・振込証控・預り証など)

前頁の表の様に、個人の方が義援金を寄附した場合に、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の対象となります。寄附金控除は以下の算式によって計算します。

1) 寄附金控除 (所得控除)

(その年中に支出した特定寄附金 の額の合計) - 2千円 = 寄附金控除額
特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が上限です。

注) 特定寄附金とは、 国・地方公共団体への寄附、 指定寄附(財務大臣の指定)、 特定公益増進法人に対する寄附、 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭、 認定NPO法人等に対する寄附、 政治活動に関する寄附等をいいます。

2) 寄附金特別控除 (税額控除)

認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に寄附金を支出した際には、上記 1) の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除の適用を受けることができます。(有利な方を選択)

1) (その年中に支出した認定NPO法人等に対する額の合計) - 2千円) × 40% = 寄附金特別控除額

2) (その年中に支出した公益社団法人等に対する額の合計) - 2千円) × 40% = 寄附金特別控除額

(注) 寄附金特別控除の合計額は、その年分の所得税額の25%相当額が上限です。

上記寄附金の額及びその他の特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が上限です。

3) ふるさと納税を行った場合の控除の仕組み (確定申告による場合)

**【例】 平成30年中に、20,000円の「ふるさと納税」を行った場合
平成30年分の所得税、平成31年度の住民税 から 合計 18,000円の税額が控除されます。**

税率が10%の方の場合は次の金額がそれぞれの税から控除されます。

- 平成30年分の所得税から、1,800円 $\{(20,000円 - 2,000円) \times 税率10\}$
- 平成31年度の住民税から、16,200円 $(18,000円 - 1,800円)$

ふるさと納税は寄附金控除(所得控除)と一緒に適用されます。

寄附先が地方自治体で、特定の要件を満たした場合、確定申告不要のワンストップ特例制度の適用が可能です。

ホームページもご覧下さい。
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>



e-Taxの利用手続がより便利になります。

平成31年1月の確定申告から、マイナンバーカードやICカードリーダーライターを持っていなくても、「ID・パスワード方式」を利用し、パソコンやスマホからの確定申告が可能となります。

H29年度の確定申告を確定申告会場などで行った方は、お手許の「ID・PW方式の届出完了通知書」をご確認ください。

手続きがまだの方は、直接税務署へ行って本人確認の上、発行してもらうこととなります。

e-TAXで送信すれば源泉徴収票などの添付書類の提出は不要となり、書面での提出よりも還付金を早く受け取ることが可能となります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp